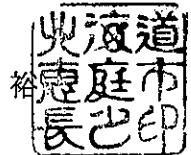


恵庭市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第36号

恵庭市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市職員の任用に関する規則（昭和35年規則第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(選考による採用の方法)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、それぞれ選考により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市長が指定する現業職員の職</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職の職務の級と同程度以下</p> <p>_____と認めるもの</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(選考による採用の方法)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、それぞれ選考により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>試験を行っても十分な競争者が得られないと市長が認める職</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認めるもの</p> <p>(6) <u>恵庭市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年条例第3号)</u></p> <p>第2条又は第3条の規定により、任期を定めて採用されたものをもって補充しようとする職</p> <p>(7) <u>会計年度任用職員をもって補充しようとする職</u></p> <p>(8) <u>現に国又は他の地方公共団体に正式に任用されている者又はかつてこれらの職員で</u></p>

現行	改正案
(6) (略)	<u>あつたものをもつて補充しようとする職で、</u> <u>その者が現についている職又はついていた</u> <u>職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認</u> <u>めるもの</u>
(7) (略)	(9) (略) (10) (略)
第5条の3～第14条 (略)	第5条の3～第14条 (略)
(選考の方法)	(選考の方法)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に <u>4回を超えず</u> に引き続き採用する場合の選考については、前項の規定の例による。	2 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に_____引き続き採用する場合の選考については、前項の規定の例による。
第16条・第17条 (略)	第16条・第17条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。